

『保証債務で突っ込んだ審議 法制審民法（債権関係）部会』

民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台づくりに取り組んでいる法制審議会民法（債権関係）部会は、1月14日までに82回の会議を重ねた。平成25年11月19日の第80回会議では保証債務について審議。「1根保証」および「2保証人保護の方策の拡充」について突っ込んだ意見の交換を行った。「1根保証」に関しては、貸金等根保証契約を適用の対象としている民法第465条の2、同条の4の適用範囲を、個人が保証人である根保証契約一般に拡大。極度額や元本確定事由に関する規律の適用対象が拡大するのに伴い、法人である保証人の主債務者に対する求償権を主債務とし、保証人が個人である保証契約の効力が認められる要件を、これと整合的なものとするため、同条の5も改正することにした。部会資料70Aは改正する各条文を提示した。また「2保証人保護の方策の拡充」に関し、**（1）個人保証の制限、（2）契約締結時の説明義務、情報提供義務、（3）主たる債務の履行状況に関する情報提供義務**—について新たに規定を設け、部会資料70Aが新たな規定の条文を提示した。一方、要綱案の取りまとめに向けた検討では、「第1保証人の責任を制限するための方策について」事務当局が見解を説明、委員や幹事が意見を表明し合った。



『平成24年度末現在、290社 純粋持ち株会社—経産省初調査』

経済産業省は純粋持ち株会社について第1回実態調査を実施、その結果（速報）をまとめ公表した。それによると、平成24年度末現在、本業を持たずに株式保有などを通じて他社の事業活動を支配する純粋持ち株会社が290社確認され、その売上高または営業収益は計2兆4,907億円、常時雇用者数は計1万9,273人だった。290社のうち、関係会社を含めたグループ全体の業種別でみると、（1）製造業（全体に占める割合25.9%）（2）卸・小売業（同22.1%）（3）金融・保険業（同9.7%）—の3業種分野で全体の約6割に上った。売上高または営業収益の合計のうち、関係企業間で発生したものが93.8%を占めた。内訳をみると（1）**関係会社からの配当金が64.5%**（2）**グループ運営収入等が16.1%**。保有する機能は（1）**業務監査（79.0%）**（2）**経営戦略策定・推進（76.8%）**（3）**経営理念・ビジョン（73.2%）**—など**グループ・ガバナンスが中心**。保有する関係会社数は国内5,752社、海外3,375社。関係企業向け貸付金の割合は、99%以上。関係会社の役員であって純粋持ち株会社の役員または正社員・正職員でもある兼務者の割合は22.7%だった。